

平成 30 年 6 月 13 日

JTA ジュニア JPIN の登録資格に関しての埼玉県テニス協会の見解

埼玉県テニス協会

現在進めているジュニア統一ランキングで、都道府県ジュニア選手権大会が基礎ポイントとなるのが前提で進捗する事になると判断している。従ってこの都道府県ジュニア選手権大会について明確に基準化が必要である。

都道府県テニス協会への登録資格基準について、JTA からの正式な見解が出ていないが、この基準は極めて重要であり、この点を誤れば統一ランキングの抜本的な考え方が崩れる事となる。特に首都圏では影響が大きい。

この点につき埼玉県テニス協会としては、ジュニア選手の登録資格基準を次のように埼玉県テニス協会登録→JTA ジュニア JPIN 登録として進めている。(理事会、総会で決定済み)

尚、今までジュニア登録の管理は関東テニス協会で行われていたが、昨年末から県に移管された。

埼玉県テニス協会ジュニア登録規程

第三条 以下の条件のいずれかに該当していること

- ①埼玉県に在住していること。但し、県外に在学の場合は学校名とする。
- ②埼玉県内の学校に在学していること。

尚、所属名は在学学校名又はクラブ名とする。

(理由)

- ① 埼玉県テニス協会は埼玉県体育協会の直轄の正式な競技団体であり、又、県民の競技団体であり、その中でも県ジュニア選手権大会は県民総合体育大会の主要大会になっており、このため県ジュニア選手権大会は在住、在学を原則として進める必要がある。
- ② 所属団体の定義が明確でなく、定義も規程もなく、団体登録では管理できない。従って埼玉県ジュニア登録規程は個人登録としている上に、団体(又クラブ)に所属していない選手でも県民ジュニアであれば登録を拒否する事はしていない。但し、県ジュニア大会に出場出来るかはレベルの点もあり、別途基準化をして進める予定である。
- ③ 在住、在学の基準を適用しないと、県外の選手(上記登録基準に該当しない選手)が出場した場合は県内の選手に大きな不公平(又は不利益)が出る。埼玉県ジュニア選手権大会では、約 10% (約 100 名) の県外選手が出場しており、そのレベルは高く、このままでは極めて問題が大きい。
- ④ 埼玉県下でのクラブで指導を受けている選手は、それぞれの所属する在住、在学の都県に出場するように検討して頂き、練習、又コーチを受ける所在地については論議する事は意味があるとは思わない。その規程も曖昧である。現在は、団体(又クラブ)代表者は種々であり、その実態も把握せず論議しており、この点理解する必要がある。

例 1. 自前のコートを持たずに公営コートでジュニア選手をコーチして営利を目的として行っているコーチもあり、市民からクレームが出ているケースもあり、対応に苦労している。

例 2. 営業クラブと契約を結び、ジュニアスクールを開設し、契約が切れれば他のクラブと契約してスクールを開いている。(県外から県内に移ることもある。) このケースでは、コーチがジュニア選手を抱えて移動しており、埼玉県内では東京都の選手が断然多い。このようなケースもあり、本来のクラブとは大きく異なり、把握が難しくなっている。

以上ですが、県民総合体育大会の点、個人登録の点、及び県内ジュニアが不公平(又不利益)を受ける点につき、在住、在学の登録基準とし進めている。

参考までに埼玉県テニス協会ジュニア登録規程を添付しました。

(目的)

第一条 埼玉県テニス協会(以下「本協会」という)はジュニア選手に関する必要な事項を定めるためにこの規程を制定する。

(登録)

第二条 次に掲げる大会に出場を希望する選手は、本協会に登録しなければならない。

本協会に登録した選手は自動的に本協会を通して(公財)日本テニス協会(以下「JTA」という)「ジュニアJPIN」に登録される。

- (1) 埼玉県ジュニアテニス選手権 関東ジュニアテニス選手権 全日本ジュニアテニス選手権
- (2) MFG ジュニアテニストーナメント埼玉県予選大会 同全国大会
- (3) 全国選抜ジュニア埼玉県予選大会 同関東予選大会 同全国大会
- (4) RSK 関東予選大会 同全国大会 (5) 中牟田杯関東予選大会 同全国大会
- (6) 全国小学生大会埼玉県予選大会 同関東予選大会 同全国大会 (7) JTA ランキング対象大会

(登録資格)

第三条 以下の条件のいずれかに該当していること。

1. 埼玉県に在住していること。但し、県外に在学の場合は学校名とする。
2. 埼玉県内の学校に在学していること。

尚、所属名は在学学校名、又はクラブ名を記す。

(登録料)

第四条 新規に登録を希望する選手は、選手登録手続きを行い、新規登録料1,000円の支払いを行う。年間登録料は発生しない。

(納付された登録料の使途)

第五条 前条において納付された登録料は原則としてジュニアに関する、JPIN登録、管理、及び事務処理経費に充当される。

(登録情報の保護)

第六条 登録された情報は、埼玉県テニス協会個人情報保護方針に則り管理、保管される。

(登録情報の利用目的)

第七条 登録された情報は、JTA及びJTAに加盟する地域・都道府県テニス協会(以下総称して「JTA等」という)による選手登録管理、ランキング管理、ジュニア大会エントリー受付及び運営管理、その他、それらに付随する事務処理を円滑に遂行し、登録選手、ジュニア大会主催者、協会等の便宜を図ることを主眼として、次のような目的で取得され利用されます。

- (1)ジュニア登録選手の「ジュニアJPIN」登録及び情報管理 (2)JTA オフィシャルジュニアランキングの管理運営
- (3)JTA等及び大会主催者による大会実施、運営 (4)選手にとって有益と思われる情報の郵送、E-mail送付
- (5)全各号所定の事項に付随する事項

(登録の削除)

第八条 登録削除を希望する選手はその旨を書面にて提出する。受理された後削除される。

(改廃)

第九条 この規程の改廃は、理事会又は常務理事会の議決によるものとする。

付則

- 1 本規定は平成30年1月1日より施行する。
- 2 平成30年4月9日一部改訂 追加項目は平成31年1月1日より適用する。
- 3 経過措置として、平成30年1月1日以降に埼玉県テニス協会ジュニア登録されている選手で、平成31年1月1日施行の登録資格に該当しない場合登録金は返金します。
又、このケースで中学3年生で進路の決まっていない選手は平成31年の県主催ジュニア大会には出場出来ることとします。